

○ 西いぶり広域連合行政手続条例施行規則

〔平成 12 年 3 月 28 日
規 則 第 10 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、他に定めるもののほか、西いぶり広域連合行政手続条例（平成 12 年条例第 8 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市規則の準用)

第 2 条 この規則の施行については、室蘭市行政手続条例施行規則（平成 9 年室蘭市規則第 26 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。